

都道府県知事
都道府県後期高齢者医療広域連合長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

令和 3 年度後期高齢者医療財政調整交付金の変更交付申請について
(特別調整交付金交付基準 事業区分 I から事業区分 III を除く)

令和 3 年度における高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 95 条の規定に基づく後期高齢者医療財政調整交付金の変更交付申請（特別調整交付金交付基準 事業区分 I から事業区分 III を除く）については、「令和 3 年度後期高齢者医療財政調整交付金の交付（当初交付）申請について（特別調整交付金交付基準 事業区分 I から事業区分 III を除く）」（令和 3 年 4 月 23 日保発 0423 第 7 号）に基づく当初交付によるほか、下記により行うこととしたので、その申請手続等に遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. 変更交付申請に係る医療費等の積算方法
別添の各様式に従い、令和 3 年度の交付決定通知等に基づき積算すること。
- 2 変更交付申請手続
 - (1) 後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、別添の各様式により変更交付申請書等を作成し、所要の添付書類を添えて都道府県知事に提出すること。
 - (2) 都道府県知事は、広域連合から提出された変更交付申請書等の審査を行い、令和 3 年 9 月 17 日（金）までに厚生労働大臣に提出すること。
- 3 変更交付決定額について
新型コロナウイルス感染症患者の診療及び医療従事者の感染リスクを伴う診療について特例的な評価を行うことによる予備費が、令和 3 年 8 月 27 日の閣議決定により措置されたことから、後期高齢者医療財政調整交付金については、当初交付決定額に当該予備費の全額を加えて変更交付する予定であること。